

平成 16 年 1 月 15 日

楠 裕 史 殿
上記照会者代理人
弁護士 柳 田 直 樹 殿
上記照会者代理人
弁護士 浅 野 健 太 郎 殿

金融庁総務企画局市場課長
大 森 泰 人
金 融 庁 監 督 局 証 券 課 長
後 藤 真 一

「証券取引法」に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会について
(平成 15 年 12 月 12 日付照会文書に対する回答)

照会のあった事例について、下記のとおり回答します。なお、本件照会文書に対する回答は、申請者が照会にかかる業務を開始した日、又は回答から 1 年 6 ヶ月を経過した日のいずれか早い日まで公開を延期します。

記

1. 本件照会にかかる取引において、照会にあるように一定の条件が成就した場合に、一定の算式に基づき算出される価格を指値としての売買注文を受託する行為は、あらかじめ顧客から売買の別、銘柄、数及び価格について同意を得たものである。
したがって、当該受注行為は証券取引法第 42 条第 1 項第 5 号には違反せず、証券取引法第 56 条第 1 項第 3 号による処分の対象とされることはない。
2. 本件照会にかかる取引において、特約①(20%特約)及び特約②(0%特約)の両方の契約締結した場合に、照会にあるように、一定の条件が成就した場合に特約①による委託売買の注文を取り消し、新たに特約②に基づき証券会社が市場外において顧客の株式を買い取る注文に変更する行為は、当該行為を行うことについて顧客との間で契約が締結されている場合には、証券取引法第 39 条に定める向かい呑み及び同法第 129 条に定める呑み行為には該当しない。
しかしながら、本件照会にかかる取引においては、特約②の停止条件が成就する以前に当該建玉につき「反対売買が成立すること」が特約②の解除条件とされているため、特約②の条件が成就する以前に顧客が別途反対売買の注文を行い、当該反対売買注文に基づく売買が成立する以前に特約②の条件が成就した場合には、当該反対売買の注文が取り消されることなく証券会社が自己で買い取ることもあり得る。この場合には、証券取引法第 39 条に定める向かい呑み及び同法第 129 条に定める呑み行為に該当し、証券取引法第 56 条第 1 項第 3 号による処分の対象となる。

3. 本件照会にかかる取引において、照会にある特約②(0%特約)において一定の条件が成就した場合に、即座に市場外において証券会社自らが当該時点における市場価格等により当該株式を買い取る行為は、そのことのみをもって証券取引法第42条の2第1項に違反するとはいえず、証券取引法第56条第1項第3号による処分の対象とされることはない。

なお、照会にある特約②(0%特約)により証券会社自らが当該株式を買い取る場合においては、当該時点における流動性や市場動向等を勘案した妥当な価格とする必要があることから、取引価格については、市場価格等から妥当な価格であるか否かについて証券会社として適切に検証を行う必要がある。

4. 本件照会にかかる取引制度において、特約②(0%特約)を付した場合に、当該特約の停止条件が成就する以前に当該建玉につき「反対売買が成立すること」が特約②の解除条件とするものとされているため、特約②の条件が成就する以前に顧客が別途反対売買の注文を行い、当該反対売買注文に基づく売買が成立する以前に特約の条件が成就した場合には、異なる内容の注文が並存することとなる。この場合には、証券会社が有価証券の売買等に関する注文を受けたときに、あらかじめ顧客に対して取引態様を明示する旨を義務付けている証券取引法第38条に違反し、証券取引法第56条第1項第3号による処分の対象となる。

(注) 本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではない。

なお、取引所有価証券市場における取引については、各証券取引所が定める規則等、店頭売買有価証券市場における取引については、日本証券業協会が定める規則等、証券金融会社との取引については各証券金融会社が定める規則等を別途確認する必要があり、制度信用を利用した場合の決済としては、当該取引所有価証券市場における売買又は現渡しによることとなる。